

お客様各位

金沢中央信用組合

## 民法の改正を踏まえた預金規定等の改定について

平素は格別のお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

今般、当組合は、民法の改正を踏まえ、以下のとおり令和2年4月より預金規定等を改定いたします。

また、当組合では預金規定等について、お客様にいつでもご確認いただけるよう、ホームページに掲載（<http://www.kanazawachuo.shinkumi.jp/kitei/>）することといたしました。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

### 1. 規定適用開始時期

令和2年4月1日（水）

### 2. 主な改定内容

#### (1) 規定変更時の手続きの明確化

規定内容を変更する際の手続き要件が明確にされたため、当組合が規定内容を変更する際における変更手続きを規定に明記します。

～「普通預金規定」（抜粋）～

新	旧
<p><b>17.（規定の変更）</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。</p>	<p>&lt;新設&gt;</p>

#### (2) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の手続きの明確化

預金者等の後見人等が後見制度の対象となった場合にも届出いただくよう改定します。

～「普通預金規定」（抜粋）～

新	旧
<p><b>8.（成年後見人等の届出）</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p>	<p><b>8.（成年後見人等の届出）</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5) 省略</p>

(3) 定期預金等の期日前解約の制限の明確化

定期預金等の中途解約の取扱いに関する制限について改定します。

～「自由金利型定期預金（M型）規定」（抜粋）～

新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（複利型とした場合は6か月複利の方法によります。）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（複利型とした場合は6か月複利の方法によります。）し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p>
<p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p>	<p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(1)～(2) 省略</p>

※ 他の改定対象規定において同様の改定を行います。

3. 対象となる預金規定等

改定の対象となる預金規定等は、以下のとおりです。

各種規定の主な改定内容の該当改定項目については【参考】をご確認ください。

- 当座勘定規定（一般用）
- 普通預金規定
- 納税準備預金規定
- 期日指定定期預金規定
- 自動継続期日指定定期預金規定
- 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- 自由金利型定期預金規定（大口定期）
- 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）
- 変動金利定期預金規定
- 自動継続変動金利定期預金規定
- 積立預金規定
- 積立式定期預金規定
- 定期積金規定
- キャッシュカード規定
- 盗取された通帳を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約
- 振込規定
- 夜間金庫規定
- 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- 定期性総合口座取引規定
- 通知預金規定
- デビットカード規定
- 代金取立規定
- 貸金庫規定

## 改定対象規定一覧

規 定 等 名 称	規定変更時の手続きの明確化	成年後見人等ご本人について、 補助・保佐・後見が開始された 場合の手続きの明確化	定期預金等の期日前解約の制 限の明確化
当座勘定規定(一般用)	○	○	
当座勘定規定(専用約束手形口用)	○	○	
普通預金規定	○	○	
定期性総合口座取引規定	○	○	
通知預金規定	○	○	
納税準備預金規定	○	○	
期日指定定期預金規定	○	○	○
自動継続期日指定定期預金規定	○	○	○
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	○	○	○
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	○	○	○
自由金利型定期預金規定(大口定期)	○	○	○
自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)	○	○	○
変動金利定期預金規定	○	○	○
自動継続変動金利定期預金規定	○	○	○
積立預金規定	○	○	○
積立式定期預金規定	○	○	○
定期積金規定	○	○	○
キャッシュカード規定	○		
デビットカード規定	○		
盗取された通帳を用いた預金の払戻しによる被害の補てん ならびに本人確認の取扱いに関する特約	○		
振込規定	○		
代金取立規定	○		
夜間金庫規定	○		
貸金庫規定	○	○	